

令和 2 年度

教育行政執行方針（案）

厚岸町教育委員会

令和2年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行に加え、AIやICTの急速な普及により、社会全体が加速度的に変化する時代を迎えた今、状況を的確に捉え、主体的に考え・判断し、共生・協働の精神で社会に貢献しようとする人材の育成が強く求められています。

このような状況を把握した上で、教育委員会といたしましては、令和2年度からスタートする第6期厚岸町総合計画における教育関連施策及び厚岸町教育大綱に示された4つの指針の実現に向けた取組を展開してまいります。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、厚岸町教育大綱のほか、関連する法令の趣旨及び令和元年度教育行政執行方針の検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、今年度から小学校において新学習指導要領による教育課程が開始されます。学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安全・安心な教育環境の下、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現できる学校づくりを基本方針として、次の7つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

将来の自己実現や社会参加に必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、問題解決力、コミュニケーション力などを育むことについて申し上げます。

1点目は、社会に開かれた教育課程の推進です。学校が地域社会と広く深く連携した教育の展開を進めます。

2点目は、学習指導要領に準拠した学習指導の徹底を図り、児童生徒自らが学習の主体者となり、他者と協調しながら学びを深めていく授業を進めます。

3点目は、家庭学習の習慣化と自律化です。「目指す具体像」を明確にし、子ども・保護者・教師が情報共有する取組を進めます。

4点目は、学習内容の習得や理解に配慮を要する児童生徒への手立てについて、引き続き組織として指導方法の工夫改善に努めます。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に挑戦する自立心や、人や社会と支え合って生きる協調性など、たくましく、しなやかな人間性を育むことについて申し上げます。

1点目は、特別の教科「道徳」の指導力向上を図ります。自分の考えの振り返りを容易にする記録化や、それぞれの考えを共有する場面を効果的に取り入れた授業を行います。

2点目は、地域素材（本物）に触れる感動体験を取り入れます。地域のひと・もの・ことを活かした学習活動を行います。

3点目は、いじめ問題への対応です。感動共有できる集団の育成を進めます。個と仲間・家族・地域の関わりにおいて、自己肯定感を高めるとともに他者への共感を育む場の設定を行います。

4点目は、読書活動の推進及び学校司書の活用です。読書量の増加に加えて質の向上を図ります。

5点目は、家庭への啓発です。学校行事などを基点として望ましい生活リズムの確立について情報提供をするとともに、その具体化に向けて支援します。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

運動能力や体力、好ましい生活習慣に関する知識を身に付け、健康な体づくりを実践する意欲・態度を育むことについて申し上げます。

1点目は、生活習慣と健康・体力に関する啓発を進めます。体力や生活習慣に関する調査結果を生活改善に活かす取組を進めます。

2点目は、情報端末機器に関する「家庭のルールづくり」を促進します。生活リズムの自己管理やリスクマネジメントについて継続的な指導や支援を行います。

3点目は、食育の充実を図ります。栄養教諭、給食センターとの連携において望ましい栄養摂取や、食材に関わる人たちの存在について学ぶ機会を設定します。また、学校給食費の無償化を引き続き実施します。

4点目は、運動・スポーツ習慣の啓発を継続します。自分自身の体力の状況を把握するとともに、健康増進や体を動かすことを楽しむことができる活動を学校生活の中に取り入れます。また、町内出身アスリートの経験やメンタルコントロールなどを伝えていく機会を設定します。

重点の4は、「ふるさと・キャリア教育の推進」についてです。

地域への理解を深めるとともに、自分と地域とのかかわりや将来像

について学び、考え、実践する児童生徒を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさとの自然、産業、文化、人に触れる学びや体験を継続します。発達段階に即したキャリア教育やふるさと厚岸を再発見する活動を学習の中で展開します。

2点目は、ふるさとの魅力を発信する活動を進めます。学んだことや体験したことを他者に対して情報発信する取組を進めます。

重点の5は、「特別支援教育の充実」についてです。

社会人として自立するまでのロードマップを関係者が共有し、相互に連携・協力するための体制や研修の充実を図ることについて申し上げます。

1点目は、教師間連携・校種間連携・保護者との連携を継続推進します。学習や生活指導上において配慮を要する児童生徒に対する個別の指導・支援計画の作成及び共有化を進めます。

2点目は、免許所有者の増員を促します。特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進め、専門的知識を持って対処できる環境を整備します。

3点目は、指導力向上研修を推進します。既存組織の有効活用や活動内容の効率化を図り、児童生徒の必要に応じた効果的かつ実践的な研修を推進します。

4点目は、学級支援員の適性配置に努めます。教員の基準配置数で対応しきれない状況に対して、適切な教育環境の整備としての人的支援を行います。

重点の6は、「今日的教育課題への対応」についてです。

社会情勢、教育改革、地域の特性などに対応する教育を学校や地域の実態に応じて進めることについて申し上げます

1点目は、防災教育の強化です。各校の危機対策マニュアルの見直しを進めるとともに、授業として町総合防災訓練に参加します。

2点目は、環境教育、福祉に関する教育、プログラミング教育、ICTを活用した教育を授業に位置づけて実施します。Society 5.0やSDGsで示されている生活環境の変化に対応する力を身につけるために、これらの各種事業を教育課程に位置づけた取組を進めます。

3点目は、不登校対策及び家庭との協働を継続推進します。不登校に係る案件は増加傾向にありますが、保護者や関係機関との連携により登校再開となるケースもあります。不登校に至らない予防的方策を進めるとともに、関係者間の情報共有を進めます。

4点目は、校種間連携を進めます。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における人的交流の促進や情報の共有を適時に行うことで、児童生徒にとって連続的な学びの場となる環境を整えます。

5点目は、地域との連携を継続推進します。2年目となるコミュニティ・スクール活動の支援を進めるとともに、地域の産業団体などと連携した活動を展開します。

6点目は、学校の働き方改革を進めます。教育委員会が定めた「厚岸町アクション・プラン」の確実な実施と併せて、保護者・地域の理解と協力を得ながら、学校教育の質の向上につながる改革を進めます。

重点の7は、「教育環境の充実」についてです。

安全・安心で快適な施設・設備の充実と、教育の機会均等に配慮した環境整備について申し上げます。

1点目は、校務支援システムの活用を進めます。

教職員の業務負担軽減や個人情報のセキュリティ保護を図るため、校務支援システムによる成績管理・処理、情報共有などを進めます。

2点目は、教育用 I C T 環境の整備を行います。

学校における無線 L A N などの環境を整備するとともに、学習用可動式コンピューターを児童生徒ひとりに 1 台導入します。

3点目は、中学校の学習机天板を地域材へ交換します。

基金を活用し、中学校の学習机の天板を一回り大きい新 J I S 規格で、かつ、地域材であるトドマツ材に交換します。

4点目は、小学校・中学校の長寿命化計画を策定します。

学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的として、中長期的な維持管理に係るトータルコスト削減及び平準化を図るため、町内 6 校及び休校中の高知小中学校の個別計画を策定します。

5点目は、地元高校への支援を継続します。

厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費助成を継続実施し、保護者負担の軽減と入学者確保のための支援を行ってまいります。

また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を深め、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援します。

第二は、生涯学習課所管事項についてであります。

社会教育におきましては、生活に潤いと生きがいを感じられるよう、生涯を通じた学び、その成果を生かせる環境を整えるべく、次の 5 つの重点に取り組んでまいります。

重点の 1 は、「生涯学習事業の充実」についてです。

学びは、個人の生きがいづくり、仲間づくり、地域づくりにつなが

ることから、生涯にわたって学べる学習環境の充実について申し上げます。

1点目は、各種サークルや団体、関係機関と連携して事業を進め、学びや体験の拡充を図るとともに、生涯学習カレンダーなどを活用した学習に関わる情報の提供に努めます。

2点目は、規則正しい生活習慣の習得と豊かな人間性や社会性を育むため、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及を進めるとともに体験活動などの事業を実施します。

重点の2は、「芸術・文化の振興」についてです。

人の感性を豊かにし、社会生活に潤いと活力を与える芸術・文化の振興について申し上げます。

1点目は、幼児、児童生徒、町民それぞれに合った芸術鑑賞の機会を提供し、町民の芸術に対する理解と関心が深まるよう努めます。

2点目は、芸術・文化サークルと小中学校との連携を進め、地域の人材と児童生徒が相互に交流できる場を設けます。

重点の3は、「海事記念館事業の充実」についてです。

文化財及び天文・海事に関する貴重な学術・文化資料の保存・普及と伝承を図る海事記念館事業の充実について申し上げます。

1点目は、アッケシソウの人工栽培に向けた測量及び基本設計を実施します。また、北海道遺産に選定された蝦夷三官寺・国泰寺の情報発信や、施設パンフレットなどの多言語化を進め、貴重な地域資源の活用に努めます。

2点目は、指定文化財の保護活動を適切に実施し、町指定無形文化財である「厚岸かぐら」の伝承など、町民が地域の伝統文化に触れる

機会の充実に努めます。

3点目は、プラネタリウムの機能の充実や魅力あるコンテンツの提供により、小中学校と連携した天文知識の普及など、その有効活用に努めます。

重点の4は、「情報館事業の充実」についてです。

町民が個性と教養を磨く拠点として、また、町民相互の交流を深める拠点としての情報館事業の充実について申し上げます。

1点目は、乳幼児から高齢者まで幅広い層を対象とした図書館サービスとして、図書資料の充実を図るとともに読み聞かせや出前貸出しなど関係機関と連携した取組をとおして読書環境の充実に努めます。

2点目は、本年度は「第2次厚岸町子ども読書活動推進計画」が最終年度となります。子どもの読書活動を積極的に推進していくために、関係団体や学校司書との連携・協力を図りながら学校図書館活性化会議などを通して、学校図書館の整備・充実を支援し、推進計画の検証を基に「第3次厚岸町子ども読書活動推進計画」を策定します。

3点目は、「いつでも どこでも だれでも」利用できる図書館を目指し、町民の交流を深める場としての環境づくりに努めるとともに、町民の皆さんが芸術作品に触れる機会を提供します。

4点目は、町民のニーズに対応したパソコン講座を開催し、パソコンに関する技術の習得などを支援します。また、図書館バスについては、学校や保育所、集会所などの施設を巡回し、情報館の各種サービスを提供します。

重点の5は、「施設の整備と利用促進」についてです。

幼児から高齢者まで様々な町民が、安全で安心して快適に利用で

きる施設の整備と利用促進について申し上げます。

1点目は、生涯学習の拠点施設である真龍小学校を町内の様々なサークルの活動場所として提供し、教育施設の有効活用を図ります。

2点目は、社会教育施設の日常的な点検整備に努めるとともに、情報館について、本年度は、屋根の防水その他修繕に向けた実施設計を行い、施設の安全性、利便性、快適性の向上を目指して、計画的な整備に努めます。

第三は、スポーツ課所管事項についてであります。

スポーツ振興におきましては、町民それぞれの目的や体力に応じて心身の健康増進を図るスポーツに親しめるよう、次の4つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「スポーツに親しめる機会の拡充」についてです。

町民誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の拡充を図るとともに、スポーツへの興味関心や知識・技能を高める啓発活動の推進について申し上げます。

1点目は、町民のニーズに応じたスポーツの機会を提供するため、各種のスポーツ大会やスポーツ事業を開催します。

2点目は、厚岸ならではの海洋スポーツの振興を図るとともに、恵まれた自然環境に調和するアウトドアスポーツのマナーや知識の普及に努めます。

3点目は、温水プールを広く利用していただくため、泳げない人には初心者水泳教室や水中ウォーキング教室を開催し、水泳をはじめる「きっかけづくり」を、水泳愛好者の人には各種の水泳教室を開催し、泳力レベル向上の支援を引き続き実施します。

重点の2は、「スポーツ活動への支援」についてです。

より多くの町民がスポーツ活動に参加しやすい環境を整えるための支援について申し上げます。

1点目は、少年団活動の活性化を図るため、練習に参加する団員をバスで送迎し、安心して少年団に加入できる環境を整えます。

2点目は、スポーツを行うことで発症する様々な障害を未然に防止するため、スポーツ指導者などに対する研修を引き続き実施します。

3点目は、スポーツ団体などの競技レベルや意欲の向上と、北海道大会などへ出場する際の費用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成に基づく支援を引き続き実施します。

重点の3は、「関係機関・団体との連携」についてです。

スポーツ振興を図るため、町内外の関係機関、団体などとの積極的な連携について申し上げます。

1点目は、町外のスポーツ団体などが行うスポーツ合宿を誘致するため、関係機関との積極的な連携に努めます。

2点目は、町のスポーツ基盤を支えるスポーツ協会やスポーツ少年団本部の組織の充実を図るため、スポーツ団体が行う各種大会への協力や組織運営の支援を引き続き実施します。

重点の4は、「スポーツ施設の整備と利用促進」についてです。

安全で利便性の高い施設の整備に努めるとともに、利用者のニーズに応じた効率的、効果的な施設の利用促進について申し上げます。

1点目は、社会人硬式野球部などによる大会や合宿が予定されていることから、宮園公園野球場を整備します。

2点目は、多くの町民が快適に利用できるようB & G海洋センターや温水プールなどのトイレを改修するとともに、施設の長寿命化を図るため、その都度、計画的な維持補修に努めます。

以上、令和2年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。